

養育医療の給付を申請される方へ

体重が2,000グラム以下又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】この制度は日野市にお住まいの新生児で指定医療機関において医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、養育医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することで医療の給付を受けることができます。
退院後は、養育医療券の公費負担対象外になります。養育医療券は、子ども家庭支援センター母子保健係に返却してください。

【給付の対象等】

1 給付の対象	次の（１）又は（２）に該当する新生児 （１）出生時体重2,000グラム以下の方 （２）生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2 対象となる医療の範囲および自己負担金	入院中の医療費(健康保険適用)の自己負担分および入院中の食事療養費の自己負担分が対象 ※医療券の有効期間外の医療費・通院医療費・保険適用外の医療費（個室料・おむつ代等）は助成対象外 ※養育医療券が送付される前に、すでに医療費を支払済の場合は、医療機関にご相談ください。（日野市へ医療費を請求することはできません） 養育医療には、 世帯の所得に応じて自己負担金（徴収基準月額）あり ※自己負担金についても日野市乳幼児医療証（マル乳医療証）をお持ちの方については、乳幼児医療制度による助成あり ※委任状の提出が必要
3 医療券の有効期間	意見書に記載されている診療予定期間に基づき有効期間を決定 （最長で満1歳の誕生日の前々日まで有効） ※出生後、退院されるまでの入院治療のみ有効 ※退院後は、養育医療券の公費負担対象外（退院後に再入院の場合も同様）
4 医療機関	指定養育医療機関

【医療券交付の流れ】

交付までの所要日数： 申請書類受理後、4週間程度

※申請書類について申請者及び医療機関に内容の確認を行う場合、手続きに遅れが生じる場合あり

